

男鹿市乗合タクシー実証事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、市内交通空白（公共交通の未整備区域等）の移動手段を補完する男鹿市乗合タクシー実証事業業務（以下「本業務」）の委託先を選定するため、書類審査のみによる公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 男鹿市乗合タクシー実証事業業務
- (2) 業 務 内 容 別紙1「男鹿市乗合タクシー実証事業業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日～令和8年2月27日
- (4) 提案上限額 4,989,000 円（消費税及び地方消費税含む）

3. 担当部署

男鹿市総務企画部企画政策課企画広報班
住 所 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1
TEL 0185-24-9122
FAX 0185-23-2922
メールアドレス kikaku@city.oga.akita.jp

4. 参加資格

次のすべてを満たす者とします。

- (1) 過去5年以内（令和2年度～令和6年度）に他自治体等における類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。
 - ① 乗合タクシー、デマンド交通、ライドシェア等に関する運行計画の策定又は実証運行支援の実績
 - ② 地域ニーズに基づいた運行ルート・ダイヤ設計、収支見通し作成、利用促進策等の提案・実施経験
 - ③ 運行事業者（タクシー事業者等）との連携を伴う業務において、関係調整を担った経験
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、

民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けていないこと。
- (6) 男鹿市暴力団排除条例（平成２３年条例第２０号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者であること。

５．スケジュール（案）

項目	日程（案）
公募開始	令和７年８月６日（水）
質問受付期間	令和７年８月６日（水）～令和７年８月１３日（水）
質問回答期限	令和７年８月１４日（木）
参加表明書の受付期間	令和７年８月６日（水）～令和７年８月１５日（金）
参加資格審査結果通知	令和７年８月１８日（月）
企画提案書提出期限	令和７年８月２２日（金）
選定結果通知	令和７年８月２７日（水）予定
契約締結	令和７年８月下旬

６．参加表明書の提出

参加希望者は、次により参加表明書及び資格要件確認に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和７年８月１５日（金）午後５時（必着）
- (2) 提出先 総務企画部企画政策課（前記３参照）
- (3) 提出部数 各１部
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出。郵送での提出の場合は、提出期限までに必着とし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等の配達記録が残るものを指定するとともに、郵送後、すぐに担当部署へ電話連絡すること。
- (5) 提出書類
 - ①参加表明書（様式第１号）
 - ②法人概要書（様式第２号）
 - ③参加資格要件確認書（様式第３号）
 - ④会社定款
 - ⑤登記事項証明書（写し可）
 - ⑥税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税・消費税及び地方消費税又はがないことを証明した書類）

- (6) 参加承認 参加表明者が資格要件を満たしているか確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知するものとする。
- (7) 参加辞退 参加表明後、参加を取りやめる場合は「参加辞退届」（様式第9号）を提出すること。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第4号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月13日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出先 総務企画部企画政策課（前記3参照）
- (3) 提出方法 電子メールにより提出（送信）
件名：「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、到着確認のため、送信後に担当部署へ電話連絡すること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年8月14日（木）までに、電子メールにて参加申請者に随時回答する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの企画提案書等は、次のとおり作成し提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月22日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先 総務企画部企画政策課（前記3参照）
- (3) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出。郵送での提出の場合は、提出期限までに必着とし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等の配達記録が残るものを指定するとともに、郵送後、すぐに担当部署へ電話連絡すること。
- (5) 提出書類

No.	提出書類	様式	備考
1	企画提案書	第5号	A4用紙
2	受託実績書	第6号	A4用紙、1枚
3	業務実施体制	第7号	A4用紙、1枚
4	業務フロー、工程計画	任意	A4用紙、1枚
5	特定テーマに対する具体的な提案 テーマ：様式第8-1～3号に記載のとおり	第8-1～3号	A4用紙 ・各テーマ2ページ以内とする。複数ページにまたがる場合は片面印刷とすること。

6	参考見積書（見積内訳書を含む）	任意	・内訳書を添付し、具体的な積算内訳を記載すること。 ・見積上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。
---	-----------------	----	--

9. 選定方法

(1) 審査体制

庁内に「男鹿市乗合タクシー実証事業業務委託公募型プロポーザル受託予定者選定委員会」を設置し、審査、受託予定者の選定を行う。

(2) 評価基準

企画提案書の評価は以下のとおりとし、受託予定者を選定する。

- ① 選定委員会は別紙2「男鹿市乗合タクシー実証事業業務委託公募型プロポーザル評価基準」により、公平かつ客観的に審査し、評価点数が最高の者を受託予定者として選定する。
- ② 評価点数が同数の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ③ 提案者が1者の場合でも審査を行い、一定の評価基準を満たした場合、その提案者を受託予定者として選定する。

(3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは実施しないものとする。ただし、応募者数や審査結果によっては、別途ヒアリングを実施する場合がある。

(4) 審査結果通知

- ① 審査結果は参加者全員に文書で通知する。
- ② 選定内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

- ① 資格要件を満たさない者又は受託予定者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ② 参加表明書を提出しなかった者の提案

- ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ④ 参考見積額が提案上限額を超える提案
- ⑤ 提出書類の不鮮明等により必要事項が確認できない提案
- ⑥ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

10. 契約締結

受託予定者と企画提案書に記載された項目に基づき協議し、協議が整い次第、当該契約を締結するものとする。

11. 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならない。また、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、受託予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者を参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12. その他留意事項

- (1) プロポーザル参加者が市に提出した書類は返却しない。
- (2) 企画提案書の提出等に要する費用は提案者が負担するものとする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。